

(公印省略)
国医第1422号
令和5年6月28日

各市町福祉医療担当課長 様

兵庫県福祉部国保医療課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
福祉医療の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症とされました。

このため、医療費について健康保険が適用され、1割から3割の自己負担が発生することとなりましたが、令和5年9月30日まで、入院医療費については激変緩和措置として、高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を上限に減額した額とする措置（以下「本措置」という。）が講じられています。

県としては、他の公費負担医療制度が適用される場合、福祉医療との併用はしないこととしておりますが、本措置は法令に基づく公費負担医療ではないこと、時限的な措置であることから、併用できない公費負担医療には該当しないものとし、本措置の適用後の自己負担額について、県福祉医療制度の対象としますので、その旨通知します。

記

1 適用区分
償還払い

2 取扱期間

令和5年5月8日から本措置の終了まで（令和5年9月30日まで。国の方針によって変更の可能性あり）

3 その他

保険医療機関には、別添により、別途周知します。

〔問合せ先〕
兵庫県福祉部国保医療課医療福祉班
TEL：078-341-7711（内線）3018、2953